



2025年4月10日

各位

会社名 日本航空株式会社  
 代表者 代表取締役社長執行役員 鳥取 三津子  
 (コード: 9201 東証プライム市場)  
 問合せ先 財務部長 西澤 修英  
 (TEL 03-5460-3121 (代表))

### 公募永久劣後債（清算型倒産手続時劣後特約付）の発行条件決定に関するお知らせ

当社は、2025年3月19日付「利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）の発行に関するお知らせ」にて公表しました、公募形式の永久劣後債（清算型倒産手続時劣後特約付）（以下、「本永久劣後債」という）（注1）について、本日下記の通り発行条件を決定しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本永久劣後債の概要

(1) 社債の名称	日本航空株式会社第1回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）	日本航空株式会社第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）
(2) 発行額	1,500億円	289億円
(3) 当初利率	年3.218%（注2）	年4.124%（注3）
(4) 条件決定日	2025年4月10日	
(5) 払込期日	2025年4月16日	
(6) 償還期限	期限の定めなし ただし、初回任意償還日以降の各利払日において、本永久劣後債の全部（一部は不可）の任意償還が可能	
(7) 初回任意償還日	2030年4月16日	2035年4月16日
(8) 利払日	毎年4月16日及び10月16日	
(9) 利払の任意停止	当社の裁量により、本永久劣後債の利息の全部または一部の支払いの繰り延べが可能	
(10) 劣後特約	本永久劣後債は、清算手続、破産手続または日本法によらない外国における清算手続、破産手続または清算手続もしくは破産手続に相当する手続において劣後性を有する。なお、本永久劣後債に係る契約の各条項は、いかなる意味においても上位債務の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更することは認められていない	
(11) 取得格付	株式会社格付投資情報センター：BBB 株式会社日本格付研究所：BBB+	
(12) 主幹事会社	大和証券株式会社（事務） 野村証券株式会社 BofA証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 みずほ証券株式会社	BofA証券株式会社（事務） 大和証券株式会社 野村証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 みずほ証券株式会社

ご注意：このお知らせは、利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）の発行に関して、一般に公表することを目的としており、一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的としておりません。

- (注1) 本永久劣後債は国際会計基準(IFRS)における「資本性金融商品」に分類され、当社連結財務諸表上、調達した全額が「資本」に計上される。株式の希薄化は発生しない。
- (注2) 2025年4月16日の翌日から2030年4月16日までは固定利率、2030年4月16日の翌日以降は変動利率(2030年4月16日の翌日に金利のステップアップが発生)。
- (注3) 2025年4月16日の翌日から2035年4月16日までは固定利率、2035年4月16日の翌日以降は変動利率(2035年4月16日の翌日に金利のステップアップが発生)。

## 2. 本永久劣後債で調達した資金の用途

最新鋭機材(エアバスA350型・ボーイング787型など)の購入に係る設備投資資金の一部に充当する予定です。

以上

ご注意：このお知らせは、利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(清算型倒産手続時劣後特約付)の発行に関して、一般に公表することを目的としており、一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的としておりません。